仕　様　書

規　　格	Ａ重油　（日本産業規格Ｋ2205　１種２号）
購入予定数量	３０，０００リットル （注）予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
支 払 方 法	代金の支払いは、１ヶ月毎の精算払いとし、納入者は、月の初日から末日までに給油したＡ重油の総量について、山形県立酒田西高等学校長あて月毎に請求する。
そ　の　他	１　指定する納入日時に指定する数量を納入すること。 ２　給油時に、求めに応じて燃料の石油成分表を提出すること。 ３　市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする（価格は税抜）。 ①　前回契約価格決定時における指標価格（山形県会計局会計課契約の燃料油類価格情報。以下同じ。）と現行の指標価格に２円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。 ②　変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては、指標価格の増減額の小数点第２位を四捨五入するものとする。 ③　入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く）とする。 ④　変更後の契約単価が適用される日は、申し出を受理した日の翌月１日とする。 ⑤　上記①から④の基準によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。